

令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に伴う
ガス基本約款等の変更について

びわ湖ブルーエナジー株式会社

びわ湖ブルーエナジー株式会社（社長：米田 吉克、以下「当社」）は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」）に参加し、政府の定めた単価に従って、2023年2月検針分から2024年1月検針分までの都市ガス料金の値引きを行ってきました。今回、政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に採択されたことを受け、2024年1月1日に当社のガス基本約款等を変更し、2024年2月検針分から2024年6月検針分までのガス料金も引き続き、政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となるお客さまのガス料金を値引きします。

なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 政府の支援単価について

対象のお客さま	当社とガス需給契約を締結いただいているお客さま ただし年間契約量が1,000万 m^3 以上のお客さまは対象外となります	
政府の支援単価 (税込)	2023年2月検針分～2023年9月検針分	30円/ m^3
	2023年10月検針分～2024年1月検針分	15円/ m^3
	2024年2月検針分～2024年5月検針分	15円/m^3
	2024年6月検針分	7.5円/m^3
値引き方法	上記の支援単価を毎月の「調整単位料金」から減額します	
その他	お客さまによるお申込みは不要です	

2. ガス基本約款等^{※1}の変更について

今回決定された再延長の閣議決定内容「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置をガス基本約款等の付則へ追記いたします。具体的な変更内容は別紙をご確認ください。

※1 ガス基本約款（全てのお客さまが対象）

業務用・産業用の個別約款（時間帯別B契約、業務用季節別A契約、
業務用季節別B契約、空調用A契約）

3. 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

詳細につきましては、[政府の特設サイト](#)をご確認ください。

4. お問い合わせ先

大津市企業局 お客様センター 077-528-2603

<受付時間> 平日 8時40分～18時30分 土・日・祝 8時40分～17時25分
(1/1～1/3を除く)

以上

別紙

1. ガス基本約款の変更内容について

新	旧
付則の追記	
<p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2024年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および(2)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><u>3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置</u> (1) <u>2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。</u> (2) (1) によって算定された調整単位料金は、<u>当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。</u> (3) (1) および(2)は<u>総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</u></p> <p>4. 「19. 単位料金の調整」(2)②177,340円(以下「上限価格」という)について 上限価格は、2022年5月から7月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となる場合等には、民法第548条の4および基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および(2)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p>3. 「19. 単位料金の調整」(2)②177,340円(以下「上限価格」という)について (1) この供給約款の実施に伴う移行措置として、上限価格を以下の通り読み替えます。 2023年4月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 116,700円 2023年5月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 128,820円 2023年6月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 140,940円 2023年7月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 153,060円 2023年8月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 165,180円 (2) 上限価格は、2022年5月から7月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となる場合等には、民法第548条の4および基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。</p>

2. 業務用・産業用の個別約款の変更内容について

新	旧
付則の追記	
<p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2024年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および(2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><u>3. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置</u> (1) <u>2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」</u>(以下、本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および(2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><u>4. 「8. 単位料金の調整」(2)②177,340円(以下「上限価格」という)について</u> 上限価格は、2022年5月から7月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることを見込まれる場合等には、民法第548条の4および基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、2023年1月1日から実施いたします。</p> <p>2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下、「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間において、対象のお客さまの調整単位料金は、「8. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) によって算定された調整単位料金は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。 (3) (1) および(2) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p>3. 「8. 単位料金の調整」(2)②177,340円(以下「上限価格」という)について (1) この供給約款の実施に伴う移行措置として、上限価格を以下の通り読み替えます。 2023年4月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 116,700円 2023年5月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 128,820円 2023年6月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 140,940円 2023年7月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 153,060円 2023年8月の料金に適用する平均原料価格(トン当たり) 165,180円 (2) 上限価格は、2022年5月から7月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることを見込まれる場合等には、民法第548条の4および基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。</p>